

子ども手当の 手続きはお済みですか？

平成23年度子ども手当特別措置法の施行により、10月以降の子ども手当を受給するためには、支給要件に該当する全ての方に、新たに認定請求書を出していただく必要があります。

9月末現在、子ども手当の受給資格があった方へは、10月中旬に認定請求書を郵送していただきますので、手続きをしてください。

届いていない場合は、下記の間合せ先にご連絡ください。公務員の方は、それぞれの勤務先で手続きしてください。

■手続きの期間

平成24年3月31日までに申請を受け付けたもの限り、特例的に10月分にさかのぼって支給されますが、申請忘れを防ぐため、早めに手続きをしてください。

1月20日(金)までに申請のない方については、2月の子ども手当定期支払ができません。

■手続きに必要なもの

受給者(請求者の欄に印字されている方)となる方の次のものが必ず必要です。

○健康保険被保険者証または年金加入証明書(国民年金以外の方)

○手当振込口座(変更の場合) ○認印(スタンプ印不可)

※子ども手当制度の詳細は、広報10月号、西条市ホームページをご覧ください。

■問合せ

○市庁舎別館女性児童福祉課 子育て支援係

TEL 0897-52-1337

○各総合支所市民福祉課

福祉係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)

障害者週間 12月3日～9日

障害のある人もない人も、家族や住み慣れた地域で支え合い、共に安心して安全に生活が送れるような環境を整えることが求められています。

障害のある方々と接するときは、勇気を出して「何かお手伝いできることはないでしょうか」の愛の一声運動を推進し、希望に沿った温かい手を差し伸べましょう。

家庭では、障害者、高齢者などの福祉や人権問題について話し合い、それらの理解を深めましょう。

平成24年度 競争入札(見積) 参加資格審査の申請を受け付けます

西条市の平成24年度競争入札(見積)に参加を希望する方は、資格審査の申請を行ってください。

※現在登録されている方は、今回の申請は不要です。

■業務内容

【建設工事関係】

- 土木・建築・管・塗装・造園工事など
- 地質調査・測量・設計・監理業務など

【公共施設の委託業務】

公共施設清掃、高架水槽等の清掃、浄化槽管理清掃、自家用電気工作物点検、消防用設備等の保守点検、害虫防除、警備、特定建築物維持管理

※下水処理場管理委託を希望する方で、下水処理施設維持管理業者登録をしていない場合は、各施設に必要な資格を有する者のいることを証明する資料の添付が必要です。必要な資格については、西条浄化センター(Tel0897-55-5110)へお問い合わせください。

【物品関係】 売買、印刷、修繕など

■受付期間 12月1日(木)～1月16日(月)

■申請先 市庁舎本館2階 契約課

■問合せ ○建設工事関係、公共施設の委託業務について
契約課 工事契約係 TEL0897-52-1235

○物品関係について

契約課 物品契約係 TEL0897-52-1242

共通 E-mail keiyaku@saijo-city.jp

※申請書等については、西条市のホームページからダウンロードできるものもあります。どうぞご利用ください。

URL <http://www.city.saijo.ehime.jp>

「旬彩カレンダー」を無料で 配布します

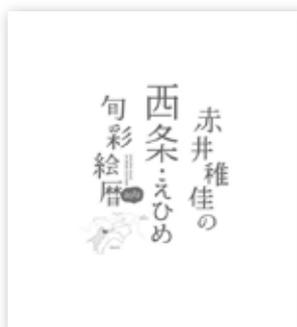
来年の旬彩カレンダーは、雑誌や新聞等で活躍しているイラストレーター赤井稚佳氏が恵まれた自然環境の中で育まれた西条産品の食材を挿絵で紹介しています。

旬彩カレンダーの配布を希望される方は、12月13日(火)までにお申し込みください。

■配布部数 500部

○1世帯につき1部

○先着順



▲旬彩カレンダー(表紙)

■配布日

12月20日(火)～25日(日)

※23日を除く

■配布場所 各公民館

■申込先

市庁舎本館ブランド戦略課
TEL 0897-52-1380

12月1日(木)～31日(土)は 大気汚染防止推進月間

例年12月は自動車の交通量の増加、ビルや家庭の暖房のほか、気象条件の影響などにより大気汚染物質の濃度が高くなる傾向にあります。

大気汚染を防止するためには、私たちの身近な生活を見直し「自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用する」などの実践が大切です。